

八王子学園都市大学評議会開催要綱

(目的)

第1条 八王子学園都市大学学則第3条の規定に基づき、八王子学園都市大学(以下「学園都市大学」という。)の重要事項について意見聴取するため、八王子学園都市大学評議会(以下「評議会」という。)を開催する。

(評議会の意見聴取)

第2条 評議会は、次の事項を意見聴取する。

- (1) 学園都市大学運営に係る重要事項
- (2) 八王子学園都市大学運営委員会から提案された事項

(評議会の構成)

第3条 評議会は、次の参加者をもって構成する。

- (1) 学園都市大学学長
- (2) 市民代表 3名
- (3) 商工関係団体代表 1名
- (4) 八王子市学園都市推進会議代表 1名
- (5) 大学コンソーシアム八王子代表 3名
- (6) 八王子市市民活動推進部長
- (7) 八王子市学園都市文化ふれあい財団事務局長

2 前項の参加者の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 市長が必要と認めるときは、参加者以外の者を評議会に参加させることができる。

(座長及び副座長)

第4条 評議会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

(評議会の運営)

第5条 評議会は、市長が招集する。

2 評議会の設置期間は、八王子学園都市大学の事業が終了したときまでとする。

(評議会の庶務)

第6条 評議会の庶務は、市民活動推進部学園都市文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。